

第8章 環境の保全及び創造の見地からの意見と事業者見解

8. 1 方法書についての意見と事業者見解

8. 1. 1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第9条第1項の規定に基づき、大阪駅北地区先行開発区域A地区開発事業 大阪駅北地区先行開発区域B地区開発事業 環境影響評価方法書に対する、住民からの市長または事業者への意見書の提出はなかった。

8. 1. 2 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づき、大阪駅北地区先行開発区域A地区開発事業 大阪駅北地区先行開発区域B地区開発事業 環境影響評価方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(1)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
1. 全体的事項	
(1) 現状でも交通量の多い地域であることから、準備書において予測・評価する際には、交通量及び駐車場規模設定の概略（フロー図）を示すとともに、歩行者ルート、自動車発生交通量や走行ルート別の交通量を示すこと。	(1) 施設関係車両の交通計画、駐車場計画（必要駐車台数算出フロー）、歩行者ルートについては、「第1章 1.2.3 (7)交通計画、駐車場計画」に記載しました。 (p. 32~37) また、予測・評価の前提となる詳細な交通量（発生集中交通量、主要通行ルート等）については、その設定根拠等を含め「第5章 5.1 予測の前提」に記載しました。 (p. 91~109)
(2) 工事計画は予測の前提であるので、準備書において予測・評価する際には夜間工事に対する考え方も含めその詳細を示したうえで行うこと。	(2) 夜間工事に対する考え方を含めた工事の内容については「第1章 1.2.4 工事計画」に記載しました。 (p. 38~42) また、予測の前提となる建設機械の稼働台数、工事関係車両の発生台数については、「第5章 5.1 予測の前提 5.1.3 建設工事」に記載しました。 (p. 110~123)
2. 大気質	
(1) 施設の供用による影響について二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測を行わない場合は、発生源からのそれらの総排出量並びに排出源位置を示すなど、その根拠を準備書に記載すること。	(1) 施設の供用による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響についての予測は実施しました。 (p. 129~146)
(2) 工事中の建設機械の稼働及び工事関係車両の走行による粉じん等の飛散防止対策についても準備書に記載すること。	(2) 粉じん等の飛散防止対策を含めた工事に係る環境保全対策については「第1章 1.2.4 (3)環境保全対策」に記載しました。 (p. 41~42)

方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(2)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
<p>(3) 施設の供用及び工事の実施による寄与濃度の最大着地濃度地点については、可能な限り将来の土地利用状況も考慮し、住居地等の配置を明らかにしたうえで適切に設定すること。</p>	<p>(3) 工事の実施による寄与濃度の最大着地濃度地点については、工事中の事業計画地周辺の土地利用状況が、現状から基本的に変化しないと考え、結果として、事業計画地東側に隣接する住居地内に設定しました。施設の供用による寄与濃度の最大着地濃度地点については、事業計画地内及び事業計画地北西部にも住居等が配置されることを考慮し、これらの区域も影響評価対象範囲としました。(p.141～146、176～181)</p>
<p>(4) 施設の利用及び工事の実施による影響の予測の際には、事業計画地の周辺で行われる予定の事業による影響についても可能な限り反映するよう努めること。</p>	<p>(4) 事業計画地の周辺で行われる予定の事業のうち、その影響の程度について把握できたものは、大阪市より提供を受けた大阪駅開発プロジェクトや梅田阪急ビル建替事業等の事業計画地周辺大型開発プロジェクトにより発生する車両の影響及び梅田阪急ビル建替事業による影響(「梅田阪急ビル建替事業に係る環境影響評価書」に記載された予測結果)です。このうち、周辺大型開発プロジェクトにより発生する車両の影響については、施設関係車両の走行による影響の予測において、一般車両の増加として考慮しました。(p.147～165)</p> <p>梅田阪急ビル建替事業による影響については、以下の理由から、本事業による影響の予測結果に反映する必要はないと判断しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の供用による影響については、本事業計画地周辺での着地濃度は環境濃度の誤差のレベルであること。 ・施設関係車両の走行による影響については、上記の周辺大型開発プロジェクトによる影響に含まれること。 ・建設機械の稼働による影響については、本事業計画地周辺での着地濃度は、最大の場合でも窒素酸化物で0.001ppm程度、浮遊粒子状物質で環境濃度の誤差のレベルであり、また工事最盛期は両事業で必ずしも一致しないと考えられること。 ・工事関係車両の走行による影響については、本事業の影響予測の前提とした一般車両交通量調査実施時点では、梅田阪急ビル建替事業に係る工事が実施中であったこと、また工事最盛期は両事業で必ずしも一致しないと考えられること。

方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(3)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
3. 騒音・振動・低周波音	
(1) 施設の供用に伴う騒音・低周波音について、事業計画地周辺の病院・住居等の予測地点では、高さ方向の予測を行い、その結果について準備書に記載すること。	(1) 施設の供用に伴う騒音・低周波音については、事業計画地北東に位置する病院近傍及び事業計画地北西に建設が予定されている高層マンション近傍に予測地点を設定し、これらの地点では高さ方向を考慮して予測を行いました。(p. 201~213)
(2) 建設機械の稼動に伴う騒音について、工事計画地に隣接している病院・住居等の存在を踏まえ、工事の特性を考慮した予測・評価を行うこと。	(2) 建設機械の稼動に伴う騒音については、事業計画地北東に位置する病院近傍に予測地点を設定し、この地点では高さ方向を考慮して予測を行いました。(p. 226~239)
4. 廃棄物・残土	
(1) 廃棄物の予測にあたっては、再生利用等の方策を明らかにするとともにその効果を量的に示すこと。	(1) 施設の利用に伴う廃棄物の予測においては、分別によるリサイクルを行うこととし、現時点で想定されるリサイクル量を示しました。また、さらなる分別の推進等の減量化・リサイクル方策を検討する計画です。(p. 353~355) 工事の実施に伴う廃棄物の予測においては、廃棄物リサイクル方法及びリサイクル量を予測しました。(p. 356~359)
(2) 評価にあたっては、最新の法令及び既存の法令の見直し等を踏まえたうえでリサイクル率等の目標を設定し、適切に行うこと。	(2) 施設の利用に伴う廃棄物の評価においては、大阪市一般廃棄物処理基本計画を踏まえてリサイクル率等の目標を設定し、評価を行いました。(p. 355) 工事の実施に伴う廃棄物の評価においては、90%以上のリサイクル率を目標としました。(p. 359)
(3) 建設工事段階で掘削・搬出する予定の残土の適正処理のために、残土の調査結果並びにその結果から明らかになった残土の性状ごとの発生量に加え、リサイクルを含めた処理方法ごとの量についても、準備書に記載すること。	(3) 建設工事により発生する残土については、残土の現地調査結果に基づき性状ごとの発生量を予測しました。なお、リサイクルを含めた処理方法ごとの量については、現時点では定量的な予測が困難なため、準備書に記載しておりませんが、「埋戻土壌の品質管理指針」における基準に対する適合土壌については、他の工事現場での埋め戻し土、不適合土壌についてはセメント原料としての利用及び土壌浄化施設における浄化により、できる限り有効利用を図る計画です。(p. 356~359)
(4) A・B両地区を繋ぐ地下車路の建設から発生する掘削残土についても、建設工事段階で掘削・搬出する予定の残土について実施する調査と同等の調査を行い、適正なリサイクル・処分を行うこと。	(4) A・B両地区を繋ぐ地下車路の建設から発生する掘削残土についても、A・B地区内における残土の現地調査結果を踏まえ、性状ごとの発生量を予測しました。なお、建設工事段階において、掘削・搬出する予定の残土についてA・B地区内の残土と同等の調査を行い、適正なリサイクル・処分を行います。(p. 356~359)

方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(4)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
5. 地球環境	
(1) 温室効果ガスの抑制方策を明確にするために最新の工学的技術手法の導入と自然エネルギーの利用等について検討のうえ、それらに関する定量的な予測・評価を行い、その結果を準備書に記載すること。	(1) 温室効果ガスの抑制方策として、高効率熱源の採用等の工学的技術手法や自然換気等の自然エネルギー利用等について検討し、それらに関する定量的な予測・評価を行いました。(p. 361~368)
(2) 大阪の再生をリードする拠点となる施設であることを念頭に置き、最新の政策を踏まえて予測・評価を行うこと。	(2) 大阪の再生をリードする拠点となる施設であることを念頭に置き、先進的な取り組みである、A・B地区全体でのエネルギーの消費・運転状況を一元的に管理するエリアエネルギーマネジメントシステムを導入する計画であることを踏まえ、評価を行いました。(p. 368)
6. 気象(風害を含む)	
施設の存在による影響の予測の際には、事業計画地の周辺で行われる予定の事業についても可能な限り反映するよう努めること。	施設の存在による影響の予測においては、事業計画地の周辺で建設中の大規模建築物である、大阪駅開発プロジェクト及び梅田阪急ビル建替事業について、現況建物として反映しました。また、事業計画地の周辺で予定されている事業のうち、その建物計画の概要を把握できた、事業計画地北西の高層マンション及び大阪北口広場の建築物について、本事業の計画建物との複合影響を考慮して、反映しました。(p. 376~387)
7. 景観	
現地調査地点については、シンボル軸沿いの景観を確認するため計画地西側の近景の眺望可能な地点も選定すること。	シンボル軸沿いの景観を確認するため、計画地西側の近景眺望地点(4.計画地西側新設道路)を追加選定し、現地調査及び予測を行いました。(p. 388~410)

8. 2 準備書についての意見と事業者見解

8. 2. 1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 17 条第 1 項の規定に基づく、大阪駅北地区先行開発区域 A 地区開発事業 大阪駅北地区先行開発区域 B 地区開発事業 環境影響評価準備書に対する、住民からの市長または事業者への意見書の提出はなかった。

8. 2. 2 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 20 条第 1 項の規定に基づく、大阪駅北地区先行開発区域 A 地区開発事業 大阪駅北地区先行開発区域 B 地区開発事業 環境影響評価準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(1)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
1. 大気質	
<p>1 建設機械等の稼働による影響については、住居地等を考慮した最大着地濃度地点における寄与濃度はバックグラウンド濃度に比べて小さくないことから、今後の詳細な工事計画策定において排出量抑制に努めるとともに、工事の実施にあたっては更なる配慮を行うこと。</p>	<p>工事計画の策定にあたっては、建設機械のなかで特に影響の大きいと考えられる山留工事や杭工事の機械について、受電した電力を使用することで発電機の使用による発電機からの大気汚染物質発生を削減する、クローラークレーン、バックホウの運用を各セット間で調整し兼用することで、総重機台数を低減する、地上・地下工事におけるクレーンについて、できる限り稼働時間当たり燃料消費量の少ない機種を選定するなどの配慮を行っていますが、今後の詳細な工事計画策定においては、さらに、以下のような配慮を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の平準化及び同時稼働のできる限りの回避等に配慮し、建設機械等からの排出ガスによる周辺環境への影響をできる限り軽減する。 ・地上への汚染物質の拡散を抑えるため、地下工事における換気方法・設備等詳細を検討することなどにより、建設機械等からの排出ガスによる周辺環境への影響をできる限り軽減する。 <p>また、工事の実施にあたっては、建設機械については、最新の排出ガス対策型を採用し、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等適切な施工管理を行います。工事関係車両についても、建設資機材搬入車両の計画的な運行により台数を削減するとともに、アイドリングストップの励行等を行います。 (p. 180)</p>
<p>2 事後調査により、建設機械や工事敷地内における工事関係車両の稼働状況を適切に把握し、予測値を可能な限り下回るよう稼働調整などの適切な工事管理を行うこと。</p>	<p>工事中は、建設機械や工事関係車両について、日報等により使用機種、台数、稼働時間等を把握し、適切な工事管理を行います。なお、万一問題が発生した場合には、関係機関と協議の上、適切な対策等を検討・実施します。 (p. 180)</p>

準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(2)

2. 騒音、振動	
建設工事に関する事後調査については、夜間工事の影響を的確に把握できるよう、周辺の住居等の存在を踏まえ、地点、時期及び頻度について適切に設定すること。	夜間工事の工事内容、工事場所、工事時間帯及び周辺の住居等の位置等を踏まえ、関係機関と協議し、必要な事後調査を行います。なお、事後調査により、問題が確認された場合には、関係機関と協議の上、適切な対策等を検討・実施します。(p. 431)
3. 廃棄物・残土	
1 廃棄物の減量化、再資源化をより一層推進するため、ごみ減量や分別排出などについて入居テナントに対する周知・指導を継続的に行うこと。	ビルオーナーとして、廃棄物の減量化、再資源化をより一層推進するため、入居テナントに対し、入居テナント室内へのリサイクルボックスの設置や啓発文書の配布等により、廃棄物の減量や分別排出などの周知徹底を行います。また、食品関連事業者がテナントとなる場合には、本施設での廃棄物発生量の抑制の呼びかけを行うとともに、協議の上、食品リサイクルへの取組みに対しできる限りの協力を検討していきます。(p. 355)
2 有効利用される残土が増えるよう引き続き検討すること。	本事業の工事では、掘削時に発生する残土の内、基準不適合土については、場外へ安全かつ円滑に搬出するよう計画します。基準不適合土の有効利用については、セメント材料への利用や、浄化による覆土としての利用などを計画しており、関係業者等と調整し、有効利用される残土をできるだけ増やすよう検討します。また、実際の有効利用量については、その利用方法ごとに集計し、処分の方法とその量とあわせ、事後調査報告書に記載します。(p. 359、431)
3 事後調査においては、残土の有効利用の方法とその量、処分の方法とその量についても併せて明確にすること。	
4. 地球環境	
1 関係業界の取組や最新の法令等を踏まえ、更なるCO ₂ 排出抑制を図ること。	本事業は、国土交通省の「住宅・建築物省CO ₂ 推進モデル事業」に採択されており、他の事業のモデルとなるよう、CO ₂ 排出量の抑制に継続的に取り組みます。関係業界の取組みや最新法令、行政施策等を踏まえ、自然換気や太陽光発電などの自然エネルギー利用や実効性の高い省CO ₂ 技術を導入するとともに、その他の先進技術(LED照明等)についても導入を検討していきます。また、これらの省CO ₂ 手法の「見える化」を図るとともに、事業者にて組織するまちの運営組織(TMO)が、まち全体での省CO ₂ のマネジメント活動を行い、CO ₂ 排出抑制対策を継続的に実施します。さらに、ビルオーナーとテナント等とが一体的に省CO ₂ 活動に取り組むための活動組織体制等についても検討し、省CO ₂ 社会の先導役となることを目指します。2期開発事業ともできる限り調整・連携を図っていきたくと考えております。 (TMO: Town Management Organization) (p. 365~368)
2 本事業の目的や2期事業のテーマを踏まえ、太陽光などの自然エネルギーの利用についても積極的に検討するとともに、2期開発事業者との連携についても配慮し、他の事業の牽引役となるようなCO ₂ 排出量の抑制策を講じること。	

準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(3)

<p>5. 景観</p>	<p>大阪市都市景観条例に基づき、関係機関と協議・調整を行い、水景や緑地、自然豊かな多目的広場（自然軸）の整備などにより、「大阪駅前のシンボル・顔」にふさわしい水と緑の映える景観を形成します。</p> <p>街路景観（近景）については、歩道空間に沿って水景や緑地を整備することにより、地区全体で水と緑が連続し、歩行者にとってやさしく快適な計画とします。さらに、建物低層基壇部の壁面位置や高さの統一を図ることなどと合わせて、一体的・連続的な景観を創出します。</p> <p>また、眺望景観（中遠景）については、A地区とB地区の高層棟によるツイン性の表現やスカイラインの形成により、風格のある景観を創出します。（p. 410）</p>
--------------	---

